

「新潟市立地適正化計画 素案」へのご意見に対する処理方針一覧

No.	該当箇所	頁	ご意見の概要	ご意見に対する処理方針	修正
1	第 1 章 4 交通基盤	40	全ての <u>移動手段（交通）をも含む将来ビジョンについて、区ごとに具体的に示すべき。</u>	ご意見に関連して、 <u>にいがた交通戦略プラン</u> で取組みの方向性が示されており、本計画は連携する関係にあります。	無
2	第 2 章 1 まちづくりの方針	57	人口減少社会では、「 <u>土地のリサイクル</u> 」が重要であり、まちづくりの方針に加えるべき。	ご指摘のとおり、まちづくりの方針の説明の中に追加していきます。	有
3	第 2 章 2 目指す都市の骨格構造	61	機能集積エリアについても課題を整理すべき。	今後のまちづくりの動向を見ながら更新していきます。	無
4	第 2 章 2 目指す都市の骨格構造	63	各区のまちなかエリアについて、商店街の集約・再編を前提とした機能集積を図るべき。	まちなかに出かけたくなる魅力づくりの一環として、ご意見のあった取組みは実施する際の参考とさせていただきます。	無
5	第 3 章 1 本計画で定める区域	66	都市機能誘導区域を都市機能再整備区域と名称変更すべき。	制度上の趣旨を尊重しようとする観点から区域名称の置換えなどは、行わないこととします。	無
6	第 3 章 2 居住誘導区域の設定	70	公共交通の利便性の高いまちなか居住エリアの <u>位置づけと取り扱いを明確に</u> すべき。	ご指摘のとおり、追加していきます。	有
7	第 3 章 2 居住誘導区域の設定	70	居住誘導区域に隣接するエリアにおける、 <u>今後の区域編入に対するあり方</u> を追加すべき。	新たな区域編入は、今後の <u>線引き見直し</u> などの結果を踏まえ検討することにし、 <u>市街地拡大に係る市の方針</u> を追加していきます。	有
8	第 3 章 3 都市機能誘	72	各区のまちなかエリアを現段階で都市機能誘導区	各区のまちなかエリアについては、今まさに、各区で色々な計画を考え	無

	導区域の設定		域に含めない理由について記載すべき。	る動きも見られ、そうした状況を見ながら対応していきます。	
9	第3章 3 都市機能誘導区域の設定	74	・東区の県道3号や県道4号沿線までをまちなかエリアに広げるべき。 ・西区の寺尾駅西側の西大通や県道16号、県道44号沿線までをまちなかエリアに広げるべき。	エリアの選定について、今まさに、各区で色々な計画を考える動きも見られ、そうした開発計画の熟度を見ながら、必要に応じてまちなかエリアに含めていきたいと考えています。	無
10	第3章 4 都市機能誘導施設の設定	75	まちなかにおける機能として <u>教育の観点</u> が不足しており、集積を図る機能の一つとして加えるべき。	広域的な教育施設の誘導を図ることは、都市としての機能向上につながることから、 <u>都市機能誘導施設の対象として追加</u> していきます。	有
11	第4章 2 誘導施策	79	想定される事業があるなら、対象となる事業の詳細を明確に示すべき。	ご指摘のとおり、追加していきます。	有
12	第4章 2 誘導施策	82	公共交通利用の転換を促す観点から、都市機能誘導区域内の駐車場設置をコントロールする制度の確立が必要である。	市全体にわたる総合的な取組みの中で、健幸都市づくりの一環として、新潟市駐車場整備計画の見直し検討に取り組むことを追加していきます。	有
13	第5章 1 評価指標の設定	87	指標3に鉄道も加えた公共交通の利用率として設定すべき。	現状の公共交通の利用状況や、バス利用環境の充実の取組みも踏まえ、本計画では、バス利用率を設定していきます。	無
14	第5章 1 評価指標の設定	87	評価指標の設定にあたっての考え方について、 <u>もう少し詳細な説明</u> を加えるべき。	それぞれの評価指標の設定にあたっての考え方についての説明を追加していきます。	有